

事務連絡
令和3年7月21日

文部科学省共済組合各支部 御中

文部科学省共済組合本部

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

標記については、令和3年5月11日付け財務省通知によりお知らせしたところですが、通知中(別添)の別紙1(6)における「夫婦の年間収入比較に係る添付書類は、保険者判断として差し支えない。」の“保険者判断”について、以下のとおり通知します。

【新規認定時及び人事異動に伴う認定時】

組合員本人及び配偶者の前年の年間収入がわかる※公的書類等を徴収し、主たる生計維持者を確認すること。

この場合、扶養手当の認定において同様の証明書類により確認している場合は、徴収を省略しても差し支えない。

【要件確認時】

○今年度：

上記の【新規認定時及び人事異動に伴う認定時】と同様に、対象者全員について公的書類等を徴収すること。

ただし、令和3年1月以降に令和2年分の公的書類を徴収している場合は不要。

○令和4年度以降：

組合員及び配偶者の前年の年間収入額を申告させ、主たる生計維持者の確認をすること。

ただし、申告の内容により、さらに確認が必要と判断した場合は、あらためて年間収入額がわかる公的書類等を徴収すること。

※公的書類 とは

①課税証明書(写も可)

②給与収入以外に収入がない者に限り、源泉徴収票(写も可)

③課税証明書に給与収入以外の収入(事業・不動産・農業・利子・雑所得(年金以外))等の記載がある場合には、確定申告書(収支内訳書他含む)の写しを併せて提出

(注1) 配偶者が文部科学省共済組合の被扶養者である場合は不要

(注2) 比較対象となる年間収入額は、税控除前の額